

奈良市公告第87号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

令和7年5月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 佐保台小学校プレハブ教室リース
- (2) 業務場所 奈良市佐保台三丁目902番地の341
- (3) 業務期間 契約締結日から令和12年10月31日まで
- (4) 業務概要 佐保台小学校プレハブ教室設置にかかる工事一式
プレハブ教室設置後のリース一式
リース期間終了後の建物解体撤去(復旧)工事一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和7年度奈良市・奈良市企業局建設工事等入札参加資格を有すること。
- (2) 一般社団法人プレハブ建築協会の正会員である、又は、令和元年度から令和6年度までの間に、国又は地方公共団体が発注したもので本業務と同種の業務を2回以上、直接受託した実績(契約期間中のものも含む)を有すること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社再生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に関する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
 - ア 提出期限 令和7年5月23日(金)午後5時まで
 - イ 提出場所 奈良市教育委員会教育部教育施設課
住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-5357
 - ウ 持参により提出してください。提出方法の詳細については公告図面をご確認ください。
- (2) (1)の質問に関する回答は、令和7年5月30日(金)にメールにて回答します。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 中央棟3階 入札室

令和 7 年 6 月 9 日(月) 16 時 30 分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。
ただし、同条第 2 項各号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書及び令和元年度から令和 6 年度の間において、国又は地方公共団体が発注したもので本業務と同種の業務を直接受託した実績が確認できる書類(契約書、仕様書等の写し)※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

※イの書類については該当するもののみ提出

(2) 入札参加申請方法

令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 6 月 3 日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、奈良市教育委員会教育部教育施設課に(1)の書類を各 1 部持参してください。

8 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定通知

令和7年6月4日(水)までに入札参加申請者に通知します。

(2) 入札参加者の決定通知後の入札参加停止

入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は入札参加できません。

9 入札に関する事項

(1) 入札の方法は郵便入札とする。(一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。)

送付先：〒630-8012

奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所内郵便局留

送付期限：令和 7 年 6 月 6 日

(2) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(4) 入札書に記名押印のない入札、入札金額を訂正した入札、入札書に件名のない、または間違いのある入札、入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札、入札書の日付が開札日でない入札等は、無効とする。

(5) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回することができない。

(6) 入札者の不正行為、または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。
また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

(7) 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。

(8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をするこ

とがある。

- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（5 年間の総額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 再度入札は 1 回を限度として行う。再度入札となった場合は、別途通知をする。
- (11) 落札となる額の入札をした者が 2 人以上あるときは、立会人による抽選により、落札者を決定する。

10 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とします。

11 その他

- (1) 支払いはリース期間開始から四半期毎に行うものとする。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市教育委員会教育部教育施設課
電話 0742-34-5357
担当 吉田
E-mail kyouikushisetsu@city.nara.lg.jp